

議案第 9 4 号

川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例を廃止する条例の制定について

川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例を廃止する条例

川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例（昭和 4 7 年川崎市条例第 1 1 号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に廃止前の川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例（以下「旧条例」という。）第 5 条第 1 項の規定による申請をした者についての当該申請に係る同条第 2 項に規定する医療費受給証（以下「受給証」という。）の交付については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に旧条例第 7 条第 3 項に規定する申請をした者についての当該申請に係る支給期間の延長については、なお従前の例による。ただし、延長後の支給期間の末日が令和 8 年 3 月 3 1 日後となるときは、同日の経過と同時に当該支給期間が満了するものとする。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第 6 条に規定する受給者である者（この条

例の施行後に附則第 2 項の規定に基づきなお従前の例により受給証の交付を受けた者及び前項の規定に基づきなお従前の例により支給期間の延長を受けた者を含む。以下「受給者」という。) がその者に係る支給期間中に受けた旧条例第 2 条に規定する疾病に係る旧条例第 7 条第 1 項各号に掲げる医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

- 5 受給者についての支給期間の延長（附則第 3 項の規定によるものを除く。）、届出義務、受給証の返還及び医療費の支給を受ける権利の譲渡又は担保の禁止については、令和 8 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例による。この場合において、旧条例第 7 条第 3 項の規定の適用については、同項中「2 年ごとに」とあるのは、「令和 8 年 3 月 31 日まで」とする。
- 6 偽りその他不正の行為により支払われた医療費の支給に関する費用の返還については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例を廃止するため、この条例を制定するものである。